

五島市めぐりあい交流促進事業業務委託仕様書

1 業務の目的

五島市の出生者数は、令和3年に195人、令和4年に173人、令和5年は166人と減少傾向が続いている。これは、全国的な未婚化・晩婚化の影響や若年女性の人口減少が要因であると考えており、また、令和2年度からの新型コロナウイルスの感染拡大により、外出する機会も極端に減少したことで、男女の出会いの場が少なくなっていることも大きな要因である。

そこで、結婚を望んでいる独身男女が気軽に出会える場を提供することで、将来的な結婚あるいは出生数の増加につなげていきたい。

2 業務名

めぐりあい交流促進事業業務

3 業務内容

婚活イベント(リアル)の開催

- ①婚活イベントを2回以上実施すること。
- ②婚活イベントの募集人数は、1回につき男女それぞれ10人以上とすること。
- ③女性の参加者については、市外からの参加も可能とすること。
- ④参加者の募集については、あらゆる媒体を活用して、可能な限り参集すること。
- ⑤スキルアップセミナーを開催すること。
- ⑥イベント終了後には、市と共同してアンケートを実施すること。
- ⑦参加者に対し、県や市が実施している結婚支援等の情報を発信すること。
- ⑧カップリング成立後は、その後の成り行きを追跡すること。(契約期間内に限る。)
- ⑨その他市長が求める個別の条件等に可能な限り対応すること。

4 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日(金)までとする。

5 業務完了報告書に添付する資料

(1)婚活イベント(リアル)実施報告書

※報告書、写真、カップリング者はその後の経過

(2)参加者アンケート

6 業務の適正な実施に関する事項

(1)業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報の取扱い

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、五島市個人情報保護条例(平成18年3月23日条例第3号)、五島市個人情報保護条例施行規則(平成18年7月11日規則第30号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 発生経費

事業遂行にあたり画像の撮影費(撮影に係る商品のサンプル代等含む)や、調査などの業務、また受託者の交通費等に係る経費など、業務を遂行するにあたり発生する一切の経費は受託者の負担とする。

(5) 著作権

- ①業務により作成された成果品に係る著作権は、委託者に帰属するものとする。
- ②本業務の中で使用する画像などで、既に他の者が所有権、著作権を持つものがある場合には、受託者において承諾を得るとともに、これらに係る必要経費は受託者負担とする。

7 委託金額

上限4,948,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

8 委託料支払い方法

受託者は業務終了後、業務完了報告書を提出し、交付請求書により請求することができる。委託者は、業務完了届を検査し、業務の完了が認められる場合は交付請求書を受理し、予算の範囲内で委託料を精算払により支払う。

9 協議

この仕様書にない事項又はこの仕様書について生じた疑義については、双方協議して定めるものとする。

10 担当部課

五島市 福祉保健部 こども未来課 子育て支援班

TEL 0959(74)5831(直通)

FAX 0959(74)5832

E-mail kodomo@city.goto.lg.jp